

# 大学コンソーシアムあきた事務決裁規程

## < 改正案 >

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアムあきた（以下「コンソーシアム」という。）理事長の権限に属する事務及び理事長から委任を受けた者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 理事長、専決する権限を有する者及び理事長からの委任により権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。
  - 二 専決 理事長の権限に属する事務を常時理事長に代わって最終的にその意思を決定することをいう。
  - 三 代決 決裁権者が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）に一時その者に代わって最終的にその意思を決定することをいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、大学コンソーシアムあきた規約（平成17年3月29日制定、以下「コンソーシアム規約」という。）において使用する用語の例による。

### (決裁区分)

第3条 事務のうち理事長の決裁を要する事項は、別表第一のとおりとする。

- 2 事務局長の専決する事項は、別表第二のとおりとする。なお、このうち特に軽易な事項については次長が専決するものとする。

### (専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、処理しようとする事項が次の各号の一に該当するときは、上位の決裁権者の決裁を受けなければならない。

- 一 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるもの
- 二 疑義又は重大な紛議があるもの
- 三 その他必要と認められるもの

### (専決の報告)

第5条 この規程により専決したもののうち、特に了知しておく必要があると認められるものについては、上位の決裁権者に報告しなければならない。

### (代決)

第6条 決裁権者が不在のときは、事務局長が代決し、事務局長が不在のときは次長が代決するものとする。

- 2 決裁権者及び代決権者がともに不在のときは、上位の決裁権者が決裁するものとする。

(代決の制限)

第7条 前条第1項の規定により代決することができる者は、代決しようとする事項が次の各号の一に該当するときは代決を保留し、上位の決裁権者の指揮を受けなければならない。

- 一 事案の重要度及び緊急度を考量して、緊急に実施する必要がないと認められる事項
- 二 決裁権者があらかじめ代決の禁止について指示した事項
- 三 その他必要と認められる事項

(代決後の処置)

第8条 第六条の規定により代決をした場合は、その事情が止んだ後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ指示された事項については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年5月31日から施行する。
- 2 この規定は、平成20年3月27日から施行する。

別表第1

理事長の決裁事項(第3条第1項関係)

理 事 長 決 裁 事 項	
1	運営に関する一般方針の確立に関すること。
2	事業計画に関すること。
3	収支予算に関すること。
4	事業実績報告に関すること。
5	規約及び規定の制定改廃に関すること。
6	その他特に重要な事項に関すること。

別表第2

決裁区分(第3条第2項関係)

事 務 局 長 専 決 事 項	
1	理事会に関すること。
2	運営委員会に関すること。
3	教育研究部会に関すること。
4	地域貢献部会に関すること。
5	収入及び支出に関すること。
6	財産に関すること。
7	理事長印に関すること。

# 大学コンソーシアムあきた事務決裁規程

< 現行 >

(趣旨)

第1条 この規程は、大学コンソーシアムあきた（以下「コンソーシアム」という。）理事長の権限に属する事務及び理事長から委任を受けた者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 理事長、専決する権限を有する者及び理事長からの委任により権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務の処理について最終的にその意思を決定することをいう。
- 二 専決 理事長の権限に属する事務を常時理事長に代わって最終的にその意思を決定することをいう。
- 三 代決 決裁権者が不在のとき又は欠けたとき（以下「不在のとき」という。）に一時その者に代わって最終的にその意思を決定することをいう。

2 前項に規定するもののほか、この規程において使用する用語は、大学コンソーシアムあきた規約（平成17年3月29日制定、以下「コンソーシアム規約」という。）において使用する用語の例による。

(決裁区分)

第3条 事務のうち理事長の決裁を要する事項は、別表第一のとおりとする。

2 総務部長、企画部長の専決する事項は、別表第二のとおりとする。なお、このうち特に軽易な事項については次長が専決するものとする。

(専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、処理しようとする事項が次の各号の一に該当するときは、上位の決裁権者の決裁を受けなければならない。

- 一 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるもの
- 二 疑義又は重大な紛議があるもの
- 三 その他必要と認められるもの

(専決の報告)

第5条 この規程により専決したもののうち、特に了知しておく必要があると認められるものについては、上位の決裁権者に報告しなければならない。

(代決)

第6条 決裁権者が不在のときは、当該事務を主管する部長が代決し、部長が不在のときは次長が代決するものとする。

2 決裁権者及び代決権者がともに不在のときは、上位の決裁権者が決裁するものとする。

(代決の制限)

第7条 前条第1項の規定により代決することができる者は、代決しようとする事項が次の各号の一に該当するときは代決を保留し、上位の決裁権者の指揮を受けなければならない。

- 一 事案の重要度及び緊急度を考量して、緊急に実施する必要がないと認められる事項
- 二 決裁権者があらかじめ代決の禁止について指示した事項
- 三 その他必要と認められる事項

(代決後の処置)

第8条 第六条の規定により代決をした場合は、その事情が止んだ後速やかに後閲を受けなければならない。ただし、あらかじめ指示された事項については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年5月31日から施行する。

別表第1

理事長の決裁事項(第3条第1項関係)

理 事 長 決 裁 事 項	
1	運営に関する一般方針の確立に関すること。
2	事業計画に関すること。
3	収支予算に関すること。
4	事業実績報告に関すること。
5	規約及び規定の制定改廃に関すること。
6	その他特に重要な事項に関すること。

別表第2

決裁区分(第3条第2項関係)

総務部長専決事項	企画部長専決事項
1 理事会に関すること。	1 運営委員会に関すること。
2 収入及び支出に関すること。	2 単位互換部会に関すること。
3 財産に関すること。	3 地域貢献部会に関すること。
4 理事長印に関すること。	